

申請書及び必要書類について

※確認書交付時の受け渡し方法が、郵送希望の場合、封筒・切手（定形郵便は110円）も提出してください。

必要書類		コピー	確認内容・注意事項等	☑		
				様式 1-1	様式 1-2	様式 1-3
①	被相続人居住用家屋等確認申請書	－	・ 様式は申請内容に応じて分かれています	☐	☐	☐
①	被相続人の住民票の除票の写し	不可	・ 被相続人が相続開始の直前まで当該家屋に居住していたこと及び相続開始日を確認します。	☐	☐	☐
②	相続人全員の住民票の写し	不可	・ 死亡日から取壊し日までの間、相続人が当該家屋に居住していなかったことを確認します。 ※ 譲渡日または取壊し日以降の住民票が必要です。 ※ 相続人が複数の場合は相続人全員の住民票の写しが必要です。 ※ 被相続人の死亡時以降に居住地を2回以上移転している場合は戸籍の附票が必要です。	☐	☐	☐
③	不動産売買契約書のコピー （土地等の売買契約書）	可	・ 敷地等の譲渡日を確認します。 ・ 契約の条件（特例条項等の内容）を確認しますので全てのコピーが必要です。	☐	☐	☐
④	登記事項証明書	不可	・ 当該物件を相続した相続人の数を確認します。 ※ 登記事項証明書の提出が難しい場合や換価分割の場合は遺産分割協議書等が必要です。	☐ 敷地 家屋	☐ 敷地	
⑤	閉鎖事項証明書	不可	・ 相続した家屋の取壊し日を確認します。 ※ 閉鎖事項証明書が取得困難な場合は除却工事契約書のコピー、建物滅失証明書等が別途必要です。		☐	
(i)または(ii)のいずれか						
⑥	(i) 当該家屋及び敷地の登記事項証明書	不可	<耐震基準に適合する場合> ・ 当該物件を相続した相続人の数を確認します。			☐
	(ii) 当該家屋の閉鎖事項証明書及びその敷地の登記事項証明書	不可	<取壊し等を行った場合> ・ 当該物件を相続した相続人の数を確認します。			
(i)または(ii)のいずれか						
⑦	(i) 「耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書のコピー」及び「耐震改修工事の工事請負契約書のコピー」及び「工事費用の請求書や領収書等」	可	<耐震基準に適合する場合> ・ 当該家屋が耐震基準に適合することとなった日等を確認します。			☐
	(ii) 当該家屋の閉鎖事項証明書	不可	<取壊し等を行った場合> ・ 当該家屋の取壊し日を確認します。			
(i)または(ii)のいずれか						
⑧	(i) 電気、水道又はガスの使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類	可	・ 家屋を事業や居住等の用に供されておらず、空家であったことを確認します。 ※ 閉栓日、契約廃止日等は相続開始日以降のものがが必要です。	☐	☐	☐
	(ii) 仲介業者の広告（宅建業者作成）	可	※ 広告の場合は広告に「現状空家」等の記載が必要です。			
⑨	家屋、更地の写真	可	・ 敷地が事業や居住等の用に供されていないことを確認します。 ※ 撮影日が記載された写真が必要です。		☐	

裏面もご確認ください

■被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、以下の書類が必要になります。

必要書類		コピー	確認内容・注意事項等	☑		
				様式 1-1	様式 1-2	様式 1-3
⑩	介護保険被保険者証又は 障害福祉サービス受給者証のコピー	可	・ 要介護、要支援、障害支援区分等の認定を受けていたことを確認します。 ※ 老人ホーム入所時から相続開始日直前までのどこかの時点のものです。	☐	☐	☐
⑪	施設入所時の契約書のコピー	可	・ 施設名称、所在地、種類等を確認します。	☐	☐	☐
(i)または(ii)のいずれか						
⑫	(i) 電気、水道又はガスの使用中止日 (閉栓日、契約廃止日等)が確認 できる書類	可	・ 被相続人が老人ホーム等に入所後から相続開始の直前まで、家屋を事業用等に使用しなかったことについて確認します。 ・ 契約名義が親族等であることを確認します。 ・ 相続発生日以降に解約等していることを確認します。	☐	☐	☐
	(ii) 老人ホーム等が保有する外泊、外出 等の記録	可	・ 被相続人のために家屋を一定使用していたことを確認します。 ※ 外泊等の記録は外泊先等が当該家屋である必要があります。 ※ 左記の書類が存在しない場合は、被相続人の家財道具等の保管場所として使用されていたことが分かる家屋内の写真等を提出してください。	☐	☐	☐

＜参 考＞

- ・ オンライン「登記情報提供サービス」の印刷は、証明書ではありませんのでご注意ください。
- ・ 住民票等にマイナンバーは不要です。
- ・ 相続人が複数（共有名義）の場合は、相続人毎にそれぞれが申請書を作成する必要があります。
- ・ 本市では対象の物件が、相続時に空家であったこと等を確認し確認書を発行します。
- ・ その他、特例措置の適用や確定申告の際に必要な書類については税務署にお問い合わせください。
- ・ 審査につきましては、受付日から交付まで概ね2週間程度必要ですので申請時期はご注意ください。

申請書 及び 制度の詳細 については
国土交通省のホームページをご確認ください



https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000030.html